

# 農業者年金

## 正しい資格で年金を受給するための 被保険者のしおり

この「被保険者のしおり」は、知っておいていただきたいことや、必要な手続きについて説明したものですので、必ず一度お読みください。

特に、政策支援加入の要件を満たさなくなったとき、会社などに勤めて厚生年金などに加入したとき、出稼ぎなどからもどり再加入するとき、又は年金の給付を受けようとするときなどは、再度お読みいただき、手続きを忘れないようにしましょう。

読んだ後は、なくしたり、汚したりしないように「農業者年金被保険者証」とともに大切に保管してください。

## 独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金は農業経営者や農業従事者のための公的な年金です。

農業者年金被保険者証（控）

記 号 番 号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_  
昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

初めて資格を  
取得した年月日 \_\_\_\_\_  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日交付

東京都港区西新橋1丁目6番21号

独立行政法人 農業者年金基金

(注) 被保険者証の紛失の場合に備えて控えておいてください。

(注) 被保険者証の記号番号は、農業者年金基金へ個人情報照会などする時に必要になります。

農業者年金基金では、マイナンバー法に基づき地方公共団体情報システム機構に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についてのみ利用し、適正に保管・管理いたします。

## はじめに

このたびは農業者年金にご加入いただき、ありがとうございます。

農業者年金は、農業者の老後生活の安定などを図るとともに、農業者の確保に資するという農政上の目的を担う政策年金です。

被保険者の皆様の生活のご事情にあわせて老後のライフプランを設計することが可能な制度となっております。

この「しおり」には、農業者年金の被保険者になられたあなたが老後のライフプランの設計を行う際に、年金の仕組みなど、ぜひ知っておいていただきたいことや、法律により定められている届出などの手続きを記載しております。

今後、この「しおり」を農業者年金被保険者証とともに保管して、必要に応じてお読みいただき、農業者年金をより一層ご理解いただくとともに、正しく年金を受給していただくために必要な手続きをお忘れにならないようお願い致します。

令和6年1月

独立行政法人農業者年金基金

# 目次

## I 農業者年金の仕組みと加入の概要

1. 農業者年金の仕組み	1
2. 加入資格・要件	1
(1)-1 通常加入と保険料の額（20歳以上60歳未満）	2
(1)-2 通常加入と保険料の額（20歳以上35歳未満）	2
(1)-3 通常加入と保険料の額 （60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者）	3
(2) 政策支援加入の区分と保険料の額	4
3. 保険料の納付方法	7
(1) 毎月納付	7
(2) 前納納付	8
4. 保険料の時効	9
5. 保険料の積み立て	9

## II 次の場合には届出などを行う必要があります

1. 被保険者資格を失ったとき又は脱退を希望するとき	9
(1) 当然喪失	10
(2) 任意脱退	10
2. 加入区分を任意に変更するとき	11
(1) 通常加入から政策支援加入に変更するとき	11
(2) 政策支援加入から通常加入に変更するとき	11
3. 政策支援の区分を変更しなければならないとき	12
4. 再加入するとき	13
5. 通常加入の保険料額を変更するとき	15
(1) 毎月納付の保険料額を変更するとき	15
(2) 翌年の前納納付の保険料額を変更するとき	15

6. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が保険料額の引下げ要件を満たさなくなったとき	16
7. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が35歳に到達するとき	16
8. 納付方法の変更をするとき	17
9. 保険料振替口座を変更するとき	17
10. 納付していない保険料を納めるのが困難なとき	17
11. 連続した振替不能により振替停止となった保険料の納付再開を申し出るとき	18
12. 保険料の還付金を請求するとき	18
13. その他、手続きが必要なとき	19
(1) 住所・氏名を変更したとき	19
(2) 被保険者証をなくしたとき、汚損したとき	19
(3) 被保険者ご本人が死亡したとき（ご家族の方へ）	20
(4) 国民年金付加保険料を納付していないとき	20
14. 政策支援加入をされている方へ	20
(1) 加入要件を欠いていたとき	20
(2) 青色申告承認申請書を税務署に提出して政策支援に加入しているとき	21
15. 保険料を社会保険料控除として確定申告するとき	21

### Ⅲ 給付の種類（将来受給できる年金など）

1. 農業者老齢年金	22
2. 特例付加年金	23
3. 死亡一時金	24



# I 農業者年金の仕組みと加入の概要

## 1. 農業者年金の仕組み

農業者年金は、積立方式による確定拠出型年金です。加入資格・要件に該当する方は、いつでも加入でき、また、いつでも脱退できます。

農業者年金の資格を喪失又は任意脱退しても、脱退一時金は支給されません。

それまで納付した保険料とその運用収入については、将来、農業者老齢年金（又は死亡一時金）として受給することとなります。

また、農業の担い手には政策年金として、保険料の「国庫補助」（政策支援加入）が受けられます。政策支援加入は、60歳までに保険料納付済期間等が20年以上見込まれ、農業所得等が年間900万円以下であるなど、一定の要件を満たす方が対象となります。

この政策支援加入による「国庫補助」とその運用収入による年金（特例付加年金）を受給するには、「保険料納付済期間等が20年以上あること」及び「経営継承」などの要件が必要になります。

なお、納付した保険料は、基金が一元的に運用を行いますが、運用環境の変化などにより運用実績がマイナスとなることがあります。（納付した保険料総額を年金原資が下回らないという保証はありません）

## 2. 加入資格・要件

農業者年金に加入するときの基本になる要件は次のとおりです。

- ① 20歳以上65歳未満であること。

（ただし、60歳以上65歳未満で加入できるのは国民年金の任意加入被保険者に限ります。）（3ページ「(1)-3通常加入と保険料の額（60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者）」を参照）

- ② 農業に従事していること。（年間農業従事日数が60日以上）
- ③ 国民年金第1号被保険者であること。

（※国民年金保険料免除者を除く）

※ 法定免除の方（障害年金を受給されている方など）が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を提出した場合、その納付申出をした期間に上記①、②の要件を満たしていたら、提出日以降、加入することができます。

加入の種類は、次の(1)通常加入と(2)政策支援加入の2種類がありますので、自由に選ぶことができ、途中の加入区分の変更も可能です。(11ページ「2. 加入区分を任意で変更するとき」を参照)

なお、農業者年金に加入された方は、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）との重複加入ができませんのでご注意ください。

### (1)－1 通常加入と保険料の額(20歳以上 60歳未満)

○提出様式：農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書  
(様式第1号)

申込日（JA又は農業委員会に申し込んだ日）から加入することができます。

この通常加入は、最低何年納付しなければいけないという要件はありませんので、例えば、60歳までに1年しかない59歳の農業者の方も加入することができます。

通常加入の保険料額は、月額2万円から6万7千円の範囲内で千円単位の額をご自身で決めることができます。

また、一度決めた額を将来増額又は減額することもできます。(15ページ「5. 通常加入の保険料額を変更するとき」を参照)

### (1)－2 通常加入と保険料の額(20歳以上 35歳未満)

○提出様式：農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書  
(様式第1号)

35歳未満かつ下記要件を満たす方は、月額1万円から1万9千円の範囲内で千円単位の額をお選びいただけます。

現在2万円以上を納付している方も、下記要件を満たす場合は額を変更することが可能です。



なお、35歳に到達するときや引下げ保険料の要件を満たさなくなったときは、2万円以上の保険料額に変更する手続きが必要になりますので注意が必要です。(16ページ「6. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が保険料額の引下げ要件を満たさなくなったとき」又は16ページ「7. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が35歳に到達するとき」を参照)

### 保険料額の引下げ対象となる方の要件

#### 35歳未満かつ次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画し、かつ常時従事している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の農業に常時従事している後継者として指定された直系卑属

### (1) - 3 通常加入と保険料の額 (60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者)

- 提出様式：農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書(様式第1号)
- 添付書類：国民年金の任意加入日を確認できる「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し等

国民年金の任意加入被保険者に限り、60歳以上65歳未満の方も農業者年金(通常加入のみ)への加入が可能となり、申込日(JA又は農業委員会に申し込んだ日)から加入することができます。

なお、60歳到達時まで農業者年金に加入していた方が要件を満たし引き続き60歳以降の加入を希望される場合も、改めて加入申込書の提出が必要です。

## 国民年金の任意加入被保険者とは

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方のこと

## (2) 政策支援加入の区分と保険料の額

### ○提出様式：農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書（様式第2号）

申込日（JA又は農業委員会に申し込んだ日）から加入することができます。

この政策支援加入は、ご自身の保険料納付（特例保険料）とあわせて政策支援（国庫補助）を受けることができるものです。加入に際しては、各政策支援の区分ごとに要件がありますので、次表の「各政策支援区分の要件と特例保険料額」で、希望される区分の各要件や納付保険料額などをお確かめください。

なお、この政策支援に加入するには、次の3つの期間を合算した期間が20年以上見込まれることが必要です。

- ① 政策支援の申込日から60歳までの納付見込期間
- ② 政策支援の申込日前における農業者年金保険料納付済期間
- ③ 農業者年金におけるカラ期間（14ページ「★政策支援で再加入される方へ（カラ期間について）」を参照）

旧農業者年金加入者（脱退一時金、特例脱退一時金を受給された方は除かれます）は、次の2つの期間も合算できます。

- ④ 旧農業者年金保険料納付済期間
- ⑤ 旧農業者年金カラ期間

例えば、現在45歳で旧農業者年金加入者であった方が、政策支援に初めて加入する場合は、上記①が15年となりますので、上記④と⑤が5年以上あれば加入ができます。

なお、政策支援加入後に20年を満たすことができなくなった場合（任意脱退、保険料未納など）は、それまで受けていた国庫補助は全て取り消されますので注意が必要です。

## ★政策支援を受けられる期間

政策支援を受けられる期間は、次のとおりです。

- (ア) 35歳未満は、政策支援要件を満たしている全ての期間
- (イ) 35歳以上は、政策支援要件を満たしている期間で10年間を限度
- (ウ) (ア)+(イ)の合計で最大20年間まで

例1：37歳の場合＝37歳から60歳までの間に10年間

例2：24歳の場合＝24歳から35歳までの11年間及び  
35歳から60歳までの間に9年間  
となり合計20年間

★特例保険料は通常加入の保険料と異なり、次表のとおり政策支援区分ごとに保険料額が決められているため、保険料額を変更することはできません。

ご自身の希望により、保険料を変更する場合には、通常加入への変更が必要となります。(2ページ「(1)-1 通常加入と保険料の額 (20歳以上60歳未満)」又は2ページ「(1)-2 通常加入と保険料の額 (20歳以上35歳未満)」を参照)

## 各政策支援区分の要件と特例保険料額

政策支援区分	特例保険料額 (国庫補助額) 月額		要 件	所得制限など
	35歳未満	35歳以上		
1	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者であること</li> <li>・ 青色申告者（青色申告は行っていないが、税務署に青色申告承認申請書を提出している方を含む。以下同じ）であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業所得が900万円以下であること</li> </ul>
2	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定就農者（農業経営開始日から5年以内）であること</li> <li>・ 青色申告者であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業所得が900万円以下であること</li> </ul>
3	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分1又は2の要件を備えている経営主と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営主から支払を受けた給与等が900万円以下であること</li> <li>・ 年間農業従事日数が150日以上あること</li> <li>※経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません。</li> </ul>
4	1万4千円 (6千円)	1万6千円 (4千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方に該当すること</li> <li>・ 区分4を申し出た日から3年を経過した日において区分1になることを約束した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業所得が900万円以下であること</li> <li>・ 政策支援を受けられる期間は最長3年</li> <li>※3年を経過した日において区分1の要件を備えていない場合は、国庫補助は遡って取消されます。</li> </ul>
5	1万4千円 (6千円)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営主（区分1又は2の要件を備えている方は除く）の直系卑属の後継者であること</li> <li>・ この政策支援を申し出た日から35歳に到達（25歳未満の方は10年を経過）した日において区分1になることを約束した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営主から支払を受けた給与等が900万円以下であること</li> <li>・ 年間農業従事日数が150日以上あること</li> <li>・ 政策支援を受けられる期間は最長10年</li> <li>※35歳に到達した日又は10年を経過した日において区分1の要件を備えていない場合は、国庫補助は遡って取消されます。</li> <li>※経営主が区分1又は2の要件を備えた場合は、その時点から区分5は該当しません。</li> </ul>

(注)

- 1 保険料額について、35歳未満で加入した方は、35歳の誕生日の前日の属する月分から、35歳以上の額に自動的に変更されます。
- 2 **青色申告者になる**には、所轄税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。詳しくは所轄税務署にご確認ください。
- 3 **農業所得又は給与等の額**は、その政策支援を申し込んだ日が1月1日～3月31日の場合は前々年、4月1日～12月31日の場合は前年の所得又は給与等の額が制限の対象となります。
- 4 **農業所得とは**、所得税法第27条第1項に規定する事業所得のうち農業から生じたもの（農業による収入金額から必要経費（青色申告の場合にあっては、青色申告特別控除を含む）を差し引いたもの）をいいます。

このため、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などを控除した課税所得とは異なります。

なお、事業所得のうち農業から生じたものとは、農畜産物の生産活動からの所得を指すものであり、申告書の「農業」の欄に記載する金額がほぼこれに該当しますが、これ以外にも「営業等」の欄に記載されている金額のうち、畜産、養蜂又は酪農品の生産等によるものがあればこれも含まれます。

- 5 **給与等とは**、所得税法第28条第1項に規定する「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」をいい、給与所得控除前の総収入がこれに該当するものです。

### 3. 保険料の納付方法

農業者年金の被保険者となった方は、保険料を納付しなければなりません。また、納付方法は、(1)毎月納付と(2)前納納付があり、どちらもJ A貯金口座から振り替えます。

J A窓口での現金収納はありません。

#### (1) 毎月納付

- ① **毎月23日**（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）に前月分の保険料をご指定のJ A貯金口座から振り替えます。

- ② 振替日に残高不足などで振替不能となり納付できなかった未納保険料は、時効が完成するまで、当月に振り替える保険料と合わせて毎月繰り返し振り替えます。

ただし、振替不能が連続して12回(12ヶ月)となった場合は、口座振替を停止し、「農業者年金保険料口座振替停止のお知らせ」の手紙を送付します。(納付の再開は18ページ「11. 連続した振替不能により振替停止となった保険料の納付再開を申し出るとき」を参照)

- ③ なお、農業者年金を脱退した方についても、脱退時に未納保険料の請求猶予の申し出を行わない場合は、時効が完成するまで繰り返し振り替えます。(請求猶予は17ページ「10. 納付していない保険料を納めるのが困難なとき」を参照)

## (2) 前納納付

- ① 翌年の1月から12月までの1年間分を年0.1%の利率による複利現価法により割引された額(例:月額保険料2万円の場合は130円割引かれて239,870円)により、前年の12月23日(金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)に一括してご指定のJA貯金口座から振り替えます。

- ② 前納納付は、翌年の1年分の保険料をまとめて前年に納付するので、翌年に次の事由に該当する方は、納付する保険料額が確定しないため前納納付の対象とはなりません。

ア 60歳又は65歳に到達する。(1年間分を納付できないため)

イ 政策支援期間が満了することが見込まれる。

(満了する前に通常加入へ変更する届出書を11月15日までに

JAへ提出された場合は、翌年の保険料の前納納付が可能です)

ウ 政策支援区分2の加入者で農業経営開始日から5年を経過する。

エ 政策支援区分3の加入者で経営主が農業経営開始日から5年を経過する。

オ 政策支援区分4の加入者で区分4の申し出をした日から3年を経過する。

カ 政策支援区分5の加入者で区分5の申し出をした日から10年を経過するか又は35歳に到達する。

キ 通常加入の引下げ保険料額(1万円から1万9千円の間)を申し出ている者が35歳に到達するが、35歳以降の保険料額を申し出していない。

- ③ 前納納付の振替日に口座の残高不足などで前納保険料が振り替えできなかった場合、翌年の保険料は自動的に毎月納付となります。

ただし、これは一時的な措置であり、前納納付で申出をした効力は失っておりませんので、翌々年の前納納付の振替日には納付方法の変更の手続きを経ずに再び前納納付で納付することができます。

## 4. 保険料の時効

未納保険料は、当該保険料の納付期限日（翌月末日）の翌日から起算して2年を経過すると時効により納められなくなりますので、適切な口座管理をお願いします。

## 5. 保険料の積み立て

基金は、被保険者から納付された保険料及び国庫補助額を個人ごとに積み立てます。

また、積立金は基金によって安全かつ効率的な方法で運用を行い、その運用収入は保険料と共に年金給付及び死亡一時金の給付に充てるべき原資となります。

なお、納付された保険料額及び運用収入については、毎年6月末頃に「令和〇〇年度運用（付利）結果のお知らせ」を送付することとしています。

## Ⅱ 次の場合には届出などを行う必要があります

### 1. 被保険者資格を失ったとき又は脱退を希望するとき

資格喪失の種類は、次の(1)当然喪失と(2)任意脱退の2種類があります。

## (1) 当然喪失

○提出様式：農業者年金被保険者資格喪失届出書（様式第3号）

次の場合には、農業者年金の被保険者でなくなるため届出が必要です。

ア～カに該当した場合は、被保険者資格を失った日から14日以内に**様式第3号**をJAへ提出してください。（キ及びクは届出不要）

ア 国民年金の被保険者の資格を喪失（例えば、60歳前に海外に移住した場合）したとき。〔該当日に資格喪失〕

イ 厚生年金等の被用者年金（国民年金の第2号被保険者）に加入したとき。〔該当日に資格喪失〕

ウ 国民年金の第3号被保険者になったとき。〔該当日に資格喪失〕

エ 国民年金保険料の全額又は一部納付免除者になったとき。〔国民年金の保険料納付が免除された月の初日に資格喪失〕

オ 農業に従事する者でなくなったとき。〔該当日の翌日に資格喪失〕

カ 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき。（国民年金の任意加入被保険者が60歳以降に農業者年金に加入した場合のみ）〔該当日に資格喪失〕

キ 60歳に達したとき。〔該当日に資格喪失〕

ク 65歳に達したとき。（国民年金の任意加入被保険者が60歳以降に農業者年金に加入した場合のみ）〔該当日に資格喪失〕

## (2) 任意脱退

○提出様式：農業者年金任意脱退申出書（様式第3号）

いつでも、ご自身の都合により、脱退することができます。

脱退を希望するときは、様式第3号をJAへ提出してください。

この場合、申し出た日の翌日に被保険者資格を喪失します。



★**農業者年金には脱退一時金制度はありません。**農業者年金を脱退した場合は、これまでに納めた保険料は、将来の年金（又は死亡一時金）として受給していただくことになります。

なお、政策支援を受けていた期間に係る国庫補助額を、将来、特例付加年金として受給するには、20年以上の保険料納付済期間等が受給要件の一つになりますので注意が必要です。（23ページ「2. 特例付加年金」を参照）

★また、脱退するときに過去の保険料に未納がある場合、時効が完成するまでは納付できますが、諸事情により納付をしない方は様式第3号を提出する際、同申出書の(9)欄「(資格喪失後の未納保険料の請求猶予の申出)」で請求猶予の申し出を行ってください。その際は、同申出書中の「(留意事項)」欄も必ずお読みください。

## 2. 加入区分を任意で変更するとき

・ 通常加入から政策支援加入へ変更したい。

・ 政策支援加入から通常加入へ変更したい。

変更したい加入区分の加入要件を満たせば、ご自身の希望により、いつでも加入区分の変更ができます。

### (1) 通常加入から政策支援加入に変更するとき

○提出様式：農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書（様式第2号）

様式第2号をJAへ提出してください。この場合、申出書を提出した日（JAに申し出た日）から変更となります。

政策支援の要件は、4ページ「(2) 政策支援加入の区分と保険料の額」を参照してください。

### (2) 政策支援加入から通常加入に変更するとき

○提出様式：農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書（様式第1号）

様式第1号をJAへ提出してください。この場合、申出書を提出した日（JAに申し出た日）から変更となります。

### 3. 政策支援の区分を変更しなければならないとき

#### ○提出様式：政策支援加入要件不該当届出書（様式第5号）

現在、政策支援加入をしている方が、認定農業者でなくなったなどの理由により、その政策支援区分の要件を欠いてしまった場合は、その時点で政策支援が該当しなくなるため、通常加入又は他の政策支援区分（国庫補助額が減額になることがあります）への変更が必要になりますので、様式第5号をJAに提出してください。

新たな保険料は、これまで適用を受けていた政策支援区分に該当しなくなった月から適用となります。

変更しなければならない事由は次のとおりです。

- ア 農業所得又は給与等の額が年間900万円を超えた。（区分1～5）
- イ 経営を後継者に移譲したなどにより青色申告者でなくなった。（区分1、2、4）
- ウ 認定農業者の認定期間を満了し、その月のうちに再認定を受けなかった。（区分1、4）
- エ 農業経営開始日から5年を経過した。（区分2）
- オ 家族経営協定から脱退した、家族経営協定が破棄された、又は家族経営協定の効力が失われた。（区分3）
- カ 家族経営協定の経営主が、イ、ウ、エに該当した、又は、経営継承（経営移譲）を行った。（区分3）
- キ 青色申告者かつ認定農業者になることの約束を達成した。（区分4、5）
- ク 青色申告者かつ認定農業者になることを約束した日を経過した。（区分4、5）
- ケ 農業を営む者の後継者でなくなった又は直系卑属でなくなった。（区分5）
- コ 政策支援を受けることのできる期間が満了した。（区分1～5）
- サ 保険料未納分の時効が完成し、20年以上の保険料納付済期間等が見込めなくなった。（区分1～5）

## 政策支援区分4又は区分5に加入している（加入していた）方へ

- 提出様式：経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した結果届出書（様式第6号）

政策支援区分4は、「青色申告者」又は「認定農業者」のどちらか一方の要件で加入できますが、政策支援区分4の最初の加入日から3年後の約束した日において、その両方の要件を満たしていないと、政策支援区分4で受けていた国庫補助額が取り消されますのでご注意ください。

また、政策支援区分5も同様に、政策支援区分5の最初の加入日から10年又は35歳到達日のいずれか早い日において約束を達成していなければ、政策支援区分5で受けていた国庫補助額が取り消されます。

なお、約束の結果について、約束日以降にその成否を届け出る必要がありますので、様式第6号をJAに提出してください。

政策支援区分4及び区分5の加入については、制度の趣旨をよくご理解いただきますようお願い致します。

## 4. 再加入するとき

- 提出様式：農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書（様式第1号）もしくは  
農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書（様式第2号）

出稼ぎに出たなど、いったん農業者年金の被保険者資格を喪失した方や任意脱退の方が、再び農業者年金に加入する場合は、通常加入又は政策支援加入の要件があればいつでも再加入することができます。

再加入する場合は、新規加入と同様に様式第1号又は様式第2号をJA又は農業委員会へ提出してください。

申込書を提出した日（JA又は農業委員会に申し込んだ日）から再び農業者年金の被保険者となります。

## ★政策支援で再加入される方へ（カラ期間について）

政策支援加入には、保険料納付済期間等が20年以上必要となります。

一度、農業者年金を脱退し、再加入するまでの期間が開きすぎると、以前に納付していた保険料の期間と再加入後の期間を合算して、20年を満たすことができなくなり、政策支援での再加入ができなくなる場合もありますので注意が必要です。

ただし、脱退から再加入までの期間が、被用者年金（厚生年金など）の加入期間など一定の要件に該当する場合については、年金額の算出の基礎とはなりません。農業者年金の政策支援を受けるのに必要な保険料納付済期間等（20年）の中に「カラ期間」として算入できます。

「カラ期間」には次の種類があります。

- ア 短期間の出稼ぎで被用者年金に加入したとき（短期被用者年金期間）
- イ サラリーマンなど、他産業に従事し被用者年金に加入したとき（特定被用者年金期間）
- ウ 農林漁業団体の常勤役員となったとき（農林漁業団体役員期間）
- エ 農業法人の構成員となったとき（農業法人構成員期間）
- オ 国民年金保険料の納付を免除されたとき（国民年金保険料免除期間）

カラ期間は自動的に認められるものではありません。

- 提出様式：短期被用者年金・農林漁業団体役員・農業法人構成員・特例事業所・特定被用者年金・国民年金保険料免除期間該当申出書（様式第7号）

上記ア～エの場合は、被用者年金加入期間等証明書（様式第22号）を添付

上記オの場合は、国民年金保険料の免除期間を明らかにすることのできる書類を添付

カラ期間を得ようとするときには、出稼ぎなどから戻った後（被用者年金を脱退した後）、又は国民年金保険料免除を受けなくなった後に、JAに様式第7号を提出してください。

## 5. 通常加入の保険料額を変更するとき

2万円から6万7千円の範囲内で千円単位の変更をすることができます。

※ 35歳未満かつ一定の要件（2ページ「(1)-2 通常加入と保険料の額（20歳以上35歳未満）」を参照）を満たす方は、1万円から1万9千円の範囲内で変更が可能です。

また、保険料の引下げ額を選択している方が2万円から6万7千円の保険料額に変更することも可能です。

### (1) 毎月納付の保険料額を変更するとき

○提出様式：農業者年金保険料額変更申出書（通常加入者用随時月額変更分）（様式第111号）

通常加入で保険料を毎月納付している方が、毎月納付の保険料額を変更しようとするときは、保険料額の変更を希望する月の15日までにJAに様式第111号を提出してください。

### (2) 翌年の前納納付の保険料額を変更するとき

○提出様式：農業者年金保険料額・納付方法変更申出書（様式第112号）

通常加入で保険料を前納納付している方が、翌年1年（1月から12月）分の保険料額を変更したいときは、**毎年11月15日までに**様式第112号をJAに提出してください。（11月16日から12月31日までの間は受付けておりません）

翌年1年分の保険料額から変更できます。（既に納付した前納保険料については、変更することはできません）

なお、この申し出を行った年の12月31日までに政策支援加入の特例保険料に変更した場合は、この申し出は撤回されたものとみなされます。

## 6. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が保険料額の引下げ要件を満たさなくなったとき

○提出様式：保険料下限額の引下げ要件不該当届出書（様式第15号）

通常加入で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる35歳未満の方が「青色申告者になった」「認定農業者になった」などにより保険料額の引下げ要件（2ページ「(1)-2 通常加入と保険料の額（20歳以上35歳未満）」を参照）を満たさなくなったときは、その時点から2万円から6万7千円の範囲内（千円単位）に変更する手続きが必要になりますので、遅滞なく様式第15号をJAに提出してください。

## 7. 35歳未満で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる方が35歳に到達するとき

○提出様式：農業者年金保険料月額申出書  
（通常加入者 35歳到達前 専用）（様式第119号）

通常加入で保険料額を1万円から1万9千円の間から選んでいる35歳未満の方が35歳に到達される場合は、35歳以降の保険料額について2万円から6万7千円の範囲内（千円単位）に変更する手続きが必要になりますので、提出期限までに様式第119号をJAに提出してください。

提出期限 毎月納付の場合…35歳到達月の前月15日まで  
前納納付の場合…35歳到達前年の11月15日まで

なお、提出期限までに申し出がない場合は保険料額を確認出来ないため、35歳到達月以降の保険料の口座振替を行いませんのでご注意ください。

## 8. 納付方法の変更をするとき

- 提出様式：農業者年金保険料額・納付方法変更申出書  
(様式第112号)

翌年の納付方法を変更できます。

保険料の納付方法は毎月納付と前納納付の2種類があります。「毎月納付から前納納付」または、「前納納付から毎月納付」に変更したいときは、**毎年11月15日までに**様式第112号をJAに提出してください。翌年の1月分以降の保険料から納付方法を変更できます。(11月16日から12月31日までの間は受付けておりません)

なお、この申し出を行った年の12月31日までに、別途、保険料額を変更した場合は、申し出は撤回されたものとみなされます。

## 9. 保険料振替口座を変更するとき

- 提出様式：農業者年金保険料振替口座変更・訂正届出書  
(様式第110号)

保険料振替口座を変更したいときは様式第110号をJAに提出してください。

## 10. 納付していない保険料を納めるのが困難なとき

- 提出様式：農業者年金保険料請求猶予申出書 (様式第113号)

過去の未納保険料について、申し出により保険料の請求(保険料の振替)を猶予(延期)することができますので、様式第113号をJAに提出してください。

なお、今後発生する保険料は請求猶予の対象となりません。

請求猶予を受けた保険料について、納付ができるようになった場合は、「農業者年金保険料請求猶予申出撤回申出書」(様式第114号)をJAに提出することにより請求猶予は撤回されます。

また、請求猶予期間中においても時効は進行するため、2年を経過すると納付ができなくなりますのでご注意ください。

## 11. 連続した振替不能により振替停止となった保険料の納付再開を申し出るとき

### ○提出様式：農業者年金保険料納付再開申出書（様式第118号）

様式第118号に、保険料の納付再開を希望する年月（振替日となる年月ではありません。）を記入し、JAに提出してください。

なお、振替停止となった保険料全ての納付再開を希望しない場合は、併せて「農業者年金保険料請求猶予申出書」（様式第113号）が必要です。

希望する年月分から、口座振替を再開する振替日の前月分保険料までを合算して口座振替します。

振替日は、基金が様式第118号の事務処理をした月の翌月の23日（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）を予定しています。

## 12. 保険料の還付金を請求するとき

保険料を納付した期間中に被保険者資格を喪失した場合には、当該期間に係る納付済保険料の全部又は一部を還付（返金）します。還付が発生した場合は、希望する還付方法をご自身で選択していただけます。

### ア. 直接還付（事前申出）

#### ○提出様式：農業者年金保険料還付金振込先申出書（様式第120号）

「農業者年金被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書」（様式第3号）を提出する時に「同時に」様式第120号を提出し直接還付を希望する意思及び還付金の振り込み口座などを事前に申出することで、還付請求書の提出を省略できるため、提出忘れなどによる請求もれが防げます。

※直接還付を選択できない場合もありますのでご了承ください。

### イ. 還付請求書の提出

基金から「農業者年金保険料還付通知書・農業者年金保険料還付請求書」を送付しますので、「農業者年金保険料還付請求書」に必要事項をご記入のうえ同封の返信用封筒を使用して基金に請



求願います。この請求書の提出がなければ返金することができませんので、届いた場合は速やかに請求してください。

なお、還付通知書を受領した日の翌日から起算して2年を経過すると時効のため保険料還付金の請求（受け取ること）ができなくなります。

いずれの還付方法も、マイナポータルを通じて国（デジタル庁）に口座を登録されている方は、保険料還付金の振込先に公金受取口座を利用することができます。（個人番号（マイナンバー）などの情報及び本人確認書類（写）の提出が必要です。）

### 13. その他、手続きが必要なとき

次のような場合には、速やかに J A などで必要な手続きをお願いします。

#### (1) 住所・氏名を変更したとき

○提出様式：農業者年金住所・氏名・性別変更・訂正届出書、整理番号訂正届書（様式第20号）

氏名や住所などを変更したときは、様式第20号を14日以内に J A に提出してください。

#### (2) 被保険者証をなくしたとき、汚損したとき

○提出様式：農業者年金新制度・旧制度被保険者証再交付申請書（様式第21号）

被保険者証をなくしたとき、汚損したときなどは、様式第21号を J A に提出してください。

### (3) 被保険者ご本人が死亡したとき(ご家族の方へ)

○提出様式：農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号の1)

被保険者の遺族の方は、様式第K31号の1を死亡後10日以内にJAに提出してください。

なお、死亡一時金が受給できる場合がありますので、JAに相談してください。

### (4) 国民年金付加保険料を納付していないとき

農業者年金に加入すると国民年金付加保険料の納付が必要です。  
(強制適用)

農業者年金の被保険者となった場合は、付加保険料を納付し、将来、国民年金の付加年金も受給していただくことになっています。付加保険料は月額400円です。市区町村の国民年金窓口で手続きをしてください。

#### 国民年金の付加年金とは

毎月の国民年金保険料に付加保険料(400円)を上乗せすることにより、将来の受け取る年金額を増やすことができ、基本、支払われた付加保険料は2年で元が取れ、それ以後も死亡されるまでプラスが継続される制度です。

## 14. 政策支援加入をされている方へ

年1回(3月下旬頃)、政策支援の加入要件を被保険者ご自身で確認をしていただくため、「農業者年金政策支援加入要件自己点検票」を送付します。

### (1) 加入要件を欠いていたとき

加入後においても必ず定期的に加入要件をご確認いただき、加入

要件を欠いていたことが判明した場合は、速やかにお近くのJAに「政策支援加入要件不該当届出書」(様式第5号)を提出してください。

なお、政策支援が不該当となる事由については、12ページ「3. 政策支援の区分を変更しなければならないとき」を参照してください。

## (2) 青色申告承認申請書を税務署に提出して政策支援に加入しているとき

加入した翌年(又は翌々年)に税務署に提出した確定申告書の控えの写しなどを、同封の返信用封筒を使用して基金に提出してください。

なお、確定申告書に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、コピーを取ったあと、ご自身で個人番号部分をマスキング(塗りつぶし)した上でそのコピーを提出してください。

## 15. 保険料を社会保険料控除として確定申告するとき

本人が負担した農業者年金の保険料の全額(生計を一にする配偶者等の分を含む)について、所得税の確定申告の際に社会保険料控除として所得金額から控除できます。(所得税法第74条)

農業者年金の保険料については、確定申告に当たって証明書などの添付は不要です。(所得税法第120条第3項第1号)

確定申告書を記入するに当たって、当該年中に支払った農業者年金保険料の額を「社会保険料控除」欄に記入するだけで控除が受けられます。このため、基金では保険料の納付に関する証明書などは発行していませんが、JA又は農業委員会にお申し出いただければ、納付額が表記された帳票を出力することが可能です。(一部のJA、農業委員会は除きます)

なお、保険料の納付については「自動口座振替」を行っていますので、貯金通帳の記帳をしていただくと納付額の確認ができます。

または、毎年1月下旬からはJAにおいても確認することができます。

前納保険料は、納付した年(当該年)又は納付該当年(翌年)のどちらかの社会保険料控除を受けることができます。(例：令和6年分の保険料を令和5年12月に前納した場合は、令和6年(令和5年分所得)又は令和7年(令和6年分所得)のどちらかの社会保険料控除を受けることができます)

### Ⅲ 給付の種類（将来受給できる年金など）

農業者年金の給付は、次の3種類があります。

年金は自動的に支給されるものではありません。農業者老齢年金及び特例付加年金を受給するためには、裁定請求などの手続きを行っていただく必要があります。

#### 1. 農業者老齢年金

##### ○提出様式：新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書（様式第K2号）

通常加入又は政策支援加入された方が、自らが納めた保険料とその運用収入を給付原資として受給することのできる終身年金です。

##### ア 受給要件

- ① 新制度の保険料を1か月以上納付していること
- ② 65歳以上であること

##### イ 受給開始時期

ご自身のライフプランに合わせて65歳から75歳になるまでの間で、年金の受給を開始したいときに「新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書」(様式第K2号)をJAに提出することにより、提出した日の翌月分から受給することができます。

なお、65歳前から受給を希望される場合は、60歳から繰上げ請求することもできます。

※ 一般的に、受給開始の時期を遅らせるほど、年金原資の充実が期待できますが、運用成績によっては、必ずしも年金額が増えるとは限らず、マイナス運用が続いた場合には、年金原資が減少することもあり得ますので、このリスクについて十分ご注意ください。

##### ウ 年金額

納めた保険料とその運用収入の総額を、農業者老齢年金の年金現価率で除した額となります。

※ 年金現価率とは、将来にわたって年金財政の均衡を保つことができるように、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定めた数のことをいいます。

## 2. 特例付加年金

- 提出様式：新農業者年金農業を営む者でなくなったことの届  
(様式第K11号) 及び  
新農業者年金特例付加年金裁定請求書 (様式第K22号)

政策支援加入により保険料の国庫補助を受けていた方が、次の①～③の要件を満たした場合に、国庫補助額とその運用収入を給付原資として受給することのできる終身年金です。

### ア 受給要件

- ① 新制度における60歳になるまでの保険料納付済期間等が20年(240月)以上あること。
- ② 農業を営む者でなくなったこと(経営継承)
  - ※ 経営継承とは、基準日において所有又は借入れしている農地等又は畜舎等の農業生産施設の全てについて、適切な相手方に権利の移転又は設定等を行い、農業経営から引退することをいいます。  
なお、農業経営を再開したり、後継者に貸し付けた農地等の返還を受けるなどした場合は、特例付加年金が支給停止となります。
- ③ 65歳以上であること。

### イ 受給開始時期

上記アの①～③の受給要件を全て満たした上で、年金の受給を開始したいときに「新農業者年金特例付加年金裁定請求書」(様式第K22号)をJAに提出することにより、提出した日の翌月分から受給することができます。

なお、上記アの①及び②の要件を満たす方で、65歳前から受給を希望される場合は、60歳から農業者老齢年金と合わせて繰上げ請求することができます。

- ※ 裁定請求に当たっては、事前又は裁定請求と同時に「新農業者年金農業を営む者でなくなったことの届」(様式第K11号)の提出が必要になります。

### ウ 年金額

国庫補助額とその運用収入の総額を、特例付加年金の年金現価率で除した額となります。

- ※ 年金現価率は将来にわたって年金財政の均衡を保つことができるように、予定利率及び予定死亡率を勘案して定めた数のことをいいます。

### 3. 死亡一時金

#### ○提出様式：農業者年金死亡関係届出書（様式第K31号の1）

通常加入、政策支援加入に拘わらず、被保険者自らが納めた保険料について、**80歳前に亡くなった場合**は、次により、死亡一時金として受け取れます（保険料の返還ではありません）。

#### ア 受給要件

被保険者又は老齢年金受給権者が80歳に達する前に死亡したときに生計を一にしていた一定の要件を満たす遺族の方が受け取れます。

#### イ 一時金額

80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。

ただし、加入した年齢と亡くなられた年齢や、それまでの運用収益がどの程度であったかなどによって、死亡一時金は払い込んだ保険料を下回ることもあります。（国庫補助を原資として支給される特例付加年金部分については、死亡しても一時金は支給されません。）

なお、死亡一時金の給付を受ける権利は、死亡日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効により消滅します。

## “年金についてのお問い合わせ”

年金や届出などについて、ご不明な点がございましたら、お近くのJA、市区町村農業委員会又は下記の農業者年金専門相談員（農業者年金基金）までご相談ください。

なお、農業者年金専門相談員へ被保険者の記録（個人情報）に関するお問い合わせをされる際には本人確認のため、農業者年金被保険者証の記号番号、氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

### 独立行政法人農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21  
NBF虎ノ門ビル5階

専門相談員 電話 03(3502)3199

ホームページ <https://www.nounen.go.jp/>

◎お願い

ご家族の方やお近くの方で、まだ農業者年金をご存知でない方がいらっしゃいましたら、是非とも、ご加入をお勧めください。